

## 厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管のあり方について

1. 経緯

1) 平成 15 年 4 月、総合科学技術会議において「競争的研究資金制度改革について（意見）」がまとめられた。

この意見書の中で、「独立した配分機関（Funding Agency）体制の構築」の項目において、

●厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討すると記載された。

2) これを受け、厚生労働省は、同年（平成 15 年）10 月の厚生科学審議会科学技術部会において、厚生労働科学研究費補助金の執行体制については、

●厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

との方向性を示し、平成 18 年度から、試行的に施設等機関への配分機能移管を開始した。

2. 現在の配分能移管試行の状況

試行機関名	研究事業名（平成 18 年度～）	研究事業名（平成 19 年度～）
国立がんセンター	第 3 次対がん戦略総合研究	がん臨床研究
国立精神・神経センター	こころの健康科学研究	
国立保健医療科学院	地域健康危機管理研究	健康危機管理・テロリズム対策システム研究
国立医薬品食品衛生研究所		化学物質リスク研究

3. 厚生労働科学研究費補助金配分機能の施設等機関への移管に関する指摘

1) 平成 18 年 8 月、総合科学技術会議第 4 回競争的研究資金 PD（Program Director）会議において、厚生労働省における配分機能移管について、

●利益相反の疑いを招かない仕組みが必要。

●米国 NIH は、所内研究費と所外研究費とを峻別しており、厚生労働省においても、同様の対応が必要ではないか。  
との指摘を受けた。

2) 平成 18 年 9 月、総合科学技術会議による平成 19 年度概算要求科学技術関係施策ヒアリングにおいて、

- 単一の配分機関設置を最終形態とすべきではないか。
- 既存の研究機関を配分機関として使用する場合の体制について、検討が必要。

との指摘がなされた。

さらに、このヒアリング後、総合科学技術会議より示された「平成 19 年度概算要求科学技術関係施策のうち厚生労働科学研究費補助金に該当する施策について共通事項」の中で、

- 規模を考えると、その実態及び再構築の検討方向を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討を進められたい。

と記載された。

3) 平成 19 年 5 月、総合科学技術会議研究資金ワーキンググループ審議経過の報告として「競争的資金の拡充と制度改革の推進等について(案)」が公表された。

この報告書において、競争的資金制度については、

- 評価・配分機能を、本省から専任 PD・PO が十分に配置された独立配分機関に移行し、体制を強化・確立。
- 本省の競争的資金制度は、原則、概ね 3 年以内を目途に、独立配分機関に執行を移す。

と記載された。

#### 4. 厚生労働科学研究費補助金配分機関のあり方の検討 (案)

現在、厚生労働科学研究費補助金については、

- 1) 研究事業枠組みの整理・再構築
- 2) 公平かつ透明な研究課題の設定・評価・採択
- 3) 弾力的な研究費の執行・使用
- 4) 国際協力・協調の推進

といった課題について検討を進めているところである。今後、現在実施している配分機能移管試行について検証を行い、配分機関のあり方等について検討を進める必要がある。

(別添資料)

別添資料 1 - 1	科学技術部会第17回 (平成15年10月2日)	配付資料 1 - 2
別添資料 1 - 2	科学技術部会第26回 (平成17年7月13日)	配付資料 4
別添資料 1 - 3	科学技術部会第27回 (平成17年10月12日)	配付資料 2
別添資料 1 - 4	科学技術部会第34回 (平成18年10月12日)	配付資料 6

別添資料 2. 競争的資金制度一覧 (平成 19 年 4 月版)

別添資料 3 - 1 (独) 日本学術振興会の概要

別添資料 3 - 2 (独) 科学技術振興機構の概要

別添資料 3 - 3 (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の概要

## 厚生労働科学研究費補助金の執行体制について

### 1 総合科学技術会議の「競争的研究資金制度改革について（意見）」 (平成 15 年 4 月 21 日)

#### 5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

《具体的方策》

- 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである。総合科学技術会議は、競争的研究資金制度間の連携を図り、政府全体として効果的・効率的な運営体制の構築を図る。
- 新制度の相次ぐ創設により、各省の下で、3~4 以上の制度に細切れとなってきたのが現状であり、各制度の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその整理・統合を図る。
- 特に、我が国の競争的研究資金全体の概ね 5 割の資金規模となっている科学研究費補助金、約 1 割を占める厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

### 2 厚生労働科学研究費補助金の現状

#### (1) 平成 15 年度研究事業の執行体制

4 分野 28 事業を本省内部部局の 12 関係部局が所管し研究事業を推進中。

平成 16 年度概算要求においては、4 分野 18 事業に再編。

#### (2) 予算額推移

平成 13 年度	329 億円
平成 14 年度	407 億円
平成 15 年度	417 億円
平成 16 年度	657 億円 (概算要求額)

### 3 検討の方向性 (案)

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

## 5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

### 《現状》

- 現在、競争的研究資金として位置付けられているものは26 制度である(7 省庁、配分機関としては本省6、法人7)。  
また、その対象も研究者個人、機関(大学、公的研究機関、民間企業等)とそれぞれの制度で異なる(これは、例えば科学研究費補助金が従来(～平成13年8月)、一部国立試験研究機関等を含むものの、ほぼ大学、高等専門学校を対象としていたことや、平成8年度以降、特殊法人による公募型の研究開発等は民間企業、国立試験研究機関を主たる対象としていた等の経緯による)。
- 配分事務を本省で実施している制度は、それが制度の拡充、弾力的な運用体制の構築の制約となっている場合がある。
- 他方、特殊法人が配分事務を行っている制度については、特殊法人改革の一環として予算拡大に制約が課された場合、競争的研究資金の拡充の制約となる。
- 諸外国においては、競争的研究資金の大部分は、複数(多くて数機関)の政府機関又は外郭団体が独立した配分機関として、それぞれの専門性と特徴を有しつつ、グラントを供与し、その多様性と効率性を両立している。

(注) ・米国をはじめとする先進諸外国においては、主要な研究費の配分は専門性と効率性の観点から、行政機関とは別の専門機関が実施している。(米国・・・NIH、NSF 等、英・・・Research Council 6機関、独・・・ドイツ研究協会(DFG)、伊・・・国家研究会議 等)

- ・ 配分機関(Funding Agency)は、①人事・予算執行面で行政から一定の独立性・自立性を確保し、②多人数の専任の研究マネージャー(プログラムオフィサー)を擁し、科学技術の側面から一貫したマネジメント体制を構築、③研究者が責任者としてマネジメントの統括責任を負う。

### 《具体的方策》

- 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴

をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである。総合科学技術会議は、競争的研究資金制度間の連携を図り、政府全体として効果的・効率的な運営体制の構築を図る。

- 新制度の相次ぐ創設により、各省の下で、3~4 以上の制度に細切れとなってきたのが現状であり、各制度の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその整理・統合を図る。
- 特に、我が国の競争的研究資金全体の概ね5 割の資金規模となっている科学研究費補助金、約1 割を占める厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。
- 多くの配分機関が、今後、独立行政法人の形態をとることとなることを考えれば、競争的研究資金の拡充を図っていくためには、「独立行政法人」であるが故に、直ちに予算上の制約が課されることのないようにする必要がある。
- また、独立行政法人化される配分機関がその自主性、機動性を発揮していくためには、競争的研究資金は原則として交付金の形で予算措置を講じる必要がある。
- 配分業務を行う独立行政法人において、制度改革への取り組みが確実に実施されるよう、主務大臣は当該独立行政法人の中期目標に必要な事項を定める等の適切な措置を講ずる。

第 38 回科学技術部会	別添資料1-2
平成 19 年 5 月 29 日	

第26回科学技術部会(平成 17年7月)配布資料4

# 厚生労働科学研究費補助金の 配分機能の移管について

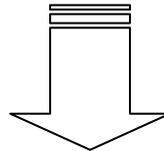
# 厚生労働科学研究費補助金業務の施設等機関への移管について

## ➤H15. 4 総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について(意見)」

厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

## ➤H15. 10 厚生科学審議会科学技術部会

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

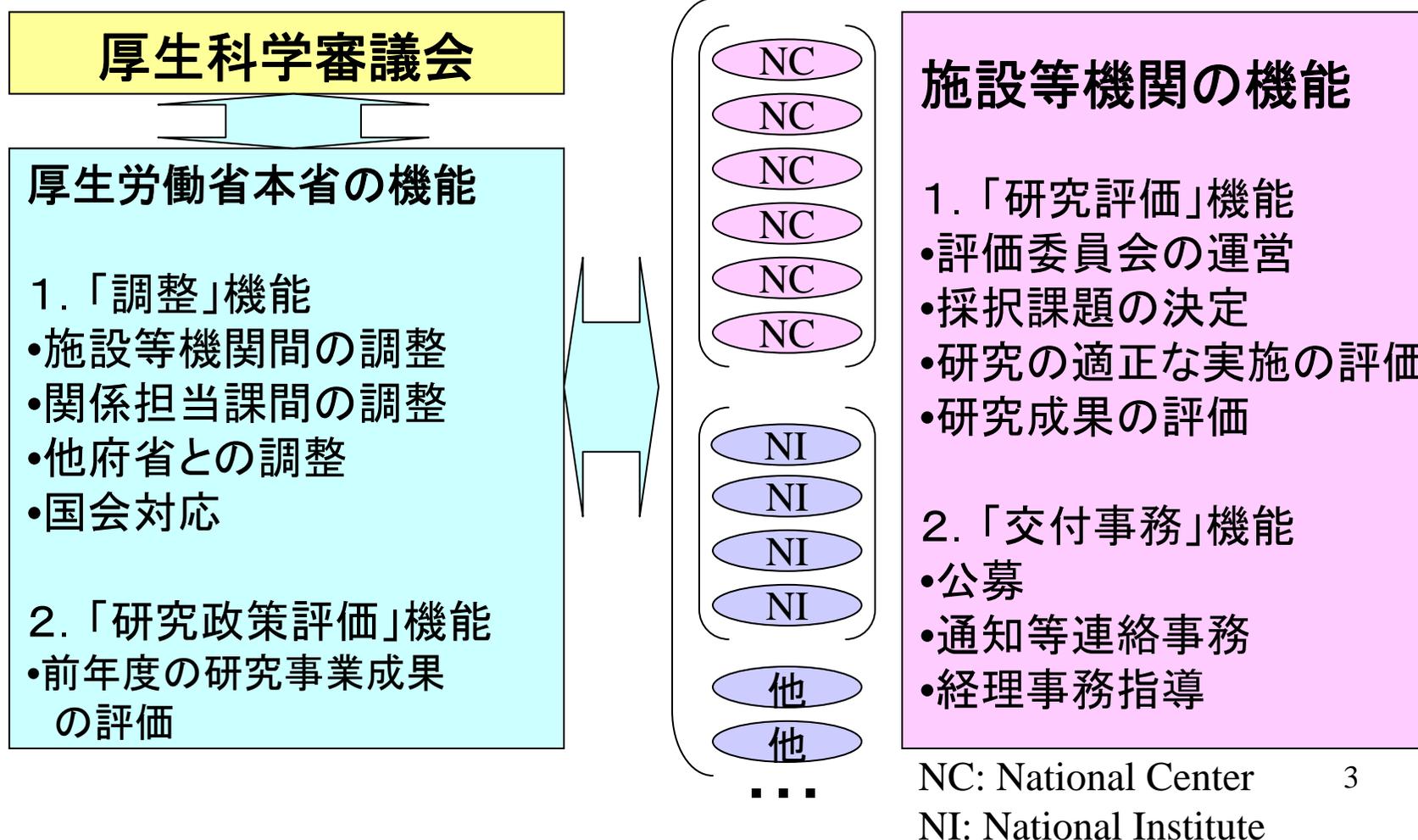


○平成18年度予算分から段階的(慣らし運轉的)に既存施設等機関へ業務移管することを検討中

# 厚生労働省本省と 施設等機関との役割分担(案) —基本的な考え方—

- 厚生労働省本省
  - 予算要求、国会対応、取扱規程及び細則策定等を行う(「調整・研究政策評価」業務)
- 施設等機関
  - 評価を行い各研究課題の採択及び配分を行う(「研究評価」業務)とともに、その適正な執行を支援・審査する(「交付事務」業務)

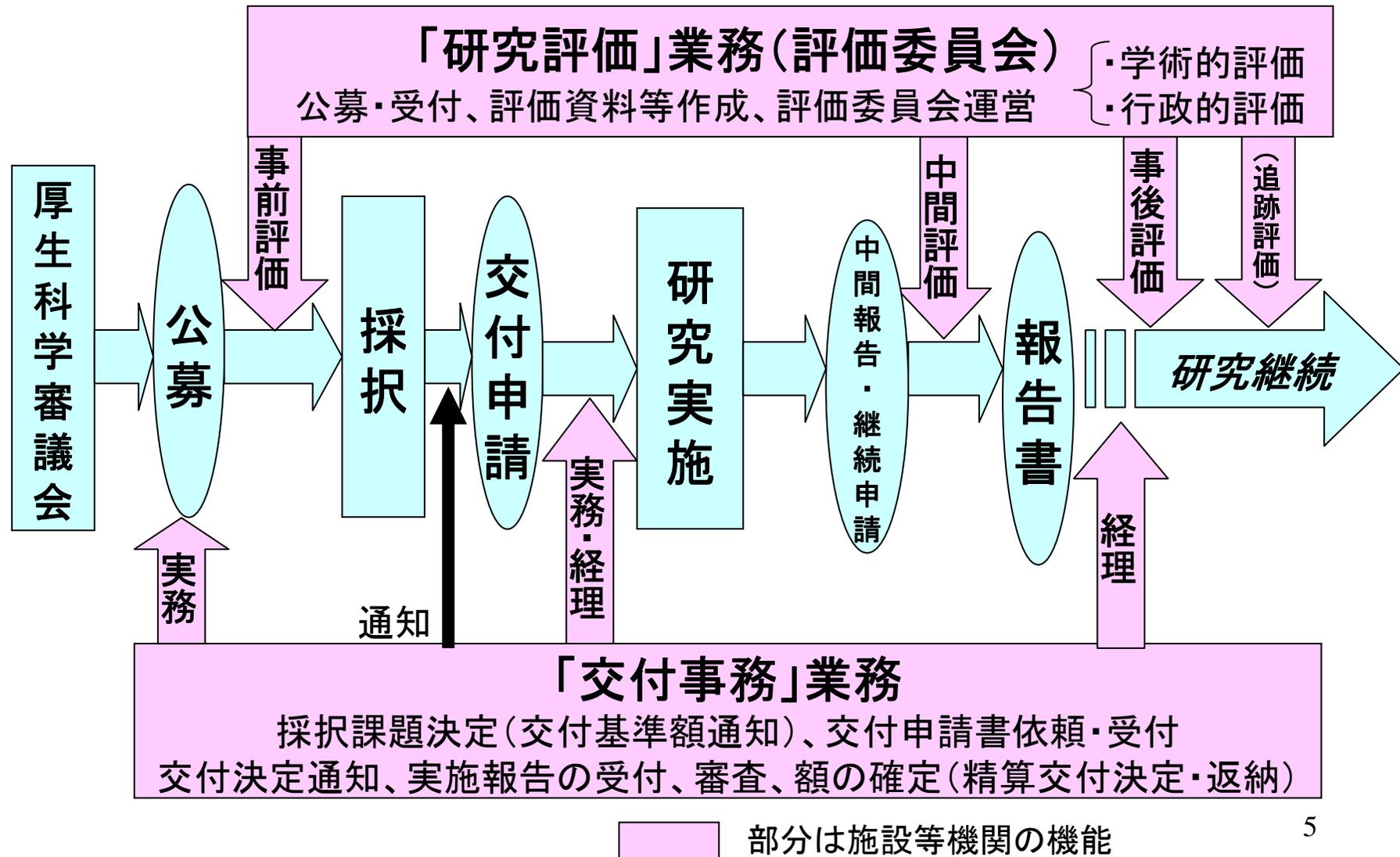
# 役割分担(案)



# 研究評価関連事業業務の変更(案)

厚生労働本省	施設等機関
(1) 前年度の研究事業成果の評価(科技部会) (2) 基本的考え方の策定(重点領域設定等) (3) 予算要求、国会・総合科学技術会議対応 (4) 政策的研究課題の提示 (5) 課題の了承(厚生科学審議会) (6) 評価指針の策定、手引きの作成	(2) 基本的考え方の提言  (4) 研究事業の課題案のとりまとめ
(7) 募集要項、申請様式の決定	(8) 公募、受付
(10) 行政評価委員の派遣 (11) 他府省との調整・重複課題のチェック	(9) 評価資料等作成 (10) 評価委員会運営 (11) 採択課題決定(交付基準額通知) (12) 交付申請書依頼・受付 (13) 交付決定通知
	(14) 実施報告の受付 (15) 審査 (16) 額の確定(精算交付決定・返納)

# 配分機関における業務(改定イメージ)



# 移管に関する基本的考え方

- 本省：政策に直結し緊急性の高い研究事業
  - 特別研究、指定研究、プロジェクト研究
  - 試行段階の戦略研究課題
- その他：基本的に移管を検討
  - 研究機能を有する施設等機関
  - 施設等機関の専門性に着目
- 注意
  - 推進事業は移管しない
  - 研究事業ブロックごとの移管（段階的移管は不可）

# 当面の方向性

- 研究事業のうち本省所管課及び施設等機関の調整が得られたものから、試行的に移管実施
- 具体的な検討(例)
  - 国立がんセンター
  - 国立保健医療科学院
- 情報交換・研修等は、検討中の施設等機関へも提供

# 公平性・中立性の確保

- 基本的考え方
  - 評価委員・委員長は、施設等機関職員も可
  - 同時に、公平性・中立性の確保が不可欠
- 施設等機関の事務委任をする際の前提条件
  - 評価者に利害関係のないことを署名で求める
  - 施設等機関の自らの評価には出席しない
  - 交付決定権者（機関長）自らの申請は不可
  - 議事内容の公表（個人情報保護等への配慮）
  - 評価結果の公表

## 平成18年度からの 厚生労働科学研究費補助金制度 の新たな取り組みについて(案)

1. 具体的見直し案
2. 戦略型とプロジェクト提案型
3. 配分機能の移管
4. 電子システムの試行
5. その他
6. 広報案

今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会「中間報告書

### 厚生労働科学研究の具体的見直し案

#### 研究の枠組み

- 5つの研究類型に整理・創設  
①一般公募型、②指定型、③戦略型  
④プロジェクト提案型、⑤若手育成型

#### 研究の 実施 体制

##### (1) 研究費 執行体制 の改革

- ①“ファーストトラック”の設定  
一定要件を満たす課題への早期交付  
②対策本部の設置  
申請事務が集中する時期に対策本部を  
設置し、事務処理対応を集約化  
③取扱規定・取扱細則の改正作業前倒し

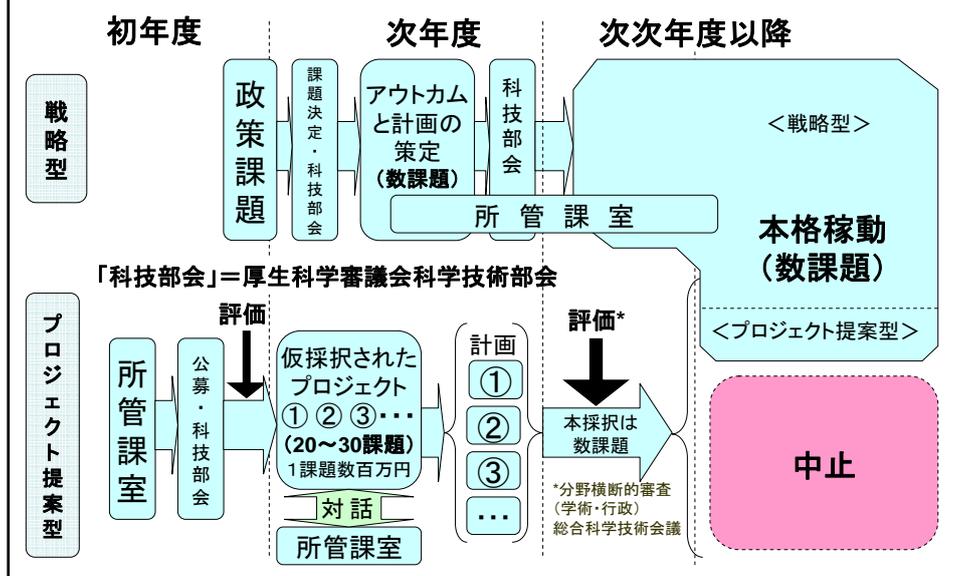
##### (2) 研究体制 の強化

- ①多様な研究への参画スタイルの確保  
②若手研究者育成の充実  
③研究基盤を支援する専門家育成の支援

## 戦略研究課題の進捗

- 平成17年度実施分
  - － 糖尿病対策研究
    - <http://www.pimrc.or.jp/diabetes/index.html>
    - シンポジウム開催(9月27日)
  - － 自殺関連うつ対策研究
    - <http://www8.ocn.ne.jp/~seishin/>
    - シンポジウム開催(9月7日)
- 平成18年度開始
  - － がん対策研究
  - － エイズ対策研究

## 戦略型とプロジェクト提案型



## 厚生労働科学研究費の配分機能の移管

- 平成18年度から
  - 国立がんセンター
    - 第3次対がん総合戦略研究事業
  - 国立精神・神経センター
    - こころの健康科学研究事業
  - 国立保健医療科学院
    - 地域健康危機管理研究事業
- 3か年計画で移管

## 電子システムの試行

- 競争的研究資金制度改革について(意見)
  - 平成17年を目途に、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムの導入を図る  
(平成15年4月21日:総合科学技術会議)
- 研究成果データベースの拡充
  - 平成11年度から実施
  - 平成16年度終了課題からWeb上での入力を開始
- 電子システムの試行
  - 申請書の不備のチェックシステム(交付の早期化に直結)
  - モデル的に試行する研究事業
    - 統計情報総合研究事業
    - こころの健康科学研究事業

## その他

- 応募に関する諸条件等
  - 不正経理等に伴う補助対象者の見直し
  - 競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除
  - 個人情報の取り扱い
- 臨床研究に関する研究計画書
  - 疫学・生物統計学の専門家の関与
  - 臨床研究登録予定の有無

## 【広報案】

### 平成18年度から 厚生労働科学研究費が変わります

1. 研究類型を5つに整理します
2. 研究費の執行を早めます
3. 研究体制の強化を支援します

### 1. 研究類型を5つに整理します

- これまで、「一般公募型」と「指定型」と少数の若手育成枠しかなかった研究類型を次の5研究類型に整理・創設します。
  1. 一般公募型(従来の競争的枠組み)
  2. 指定型(競争的環境では進まない政策的研究への従来の枠組み)
  3. 戦略型
    - 研究の成果目標及び研究の方法を定め、選定された機関が実際に研究を行う者や研究に協力する施設等を公募する枠組み(平成17年度から実施)
  4. プロジェクト提案型
    - 公募した研究計画を仮採択し、作成された詳細な研究計画を評価し、研究を本格実施する枠組み(平成18年度から実施予定)
  5. 若手育成型(研究者の育成のための従来の枠組みを拡充)

## 2. 研究費の執行を早めます

- 研究費の執行が最短で6月になるように、次のような対策を講じています。
  1. “ファーストラック”の設定
    - 申請書の不備がない等一定要件を満たす課題を優先的に審査して、早期交付を実現します
  2. 早期交付に必要なチェックリストを示します
    - 早期交付のために、研究者が交付申請書を作成するときにチェックすべき項目を示します
- 平成17年度も前倒しで執行し、6月で240件の研究課題の研究費が、すでに交付されています。

## 3. 研究体制の強化を支援します

- 高い学術レベルの研究成果が創出できる研究体制を強化する次のような仕組みを取り入れました。
  1. 若手研究者の育成の充実
    - これまで2研究事業しかなかった若手枠を、13研究事業に増やしました。
  2. 研究基盤を支援する専門家育成の支援
    - 臨床研究などの研究計画の評価にあたり、「疫学・生物統計学」の専門家が関与している研究を評価します。また臨床研究における研究登録を推奨します。

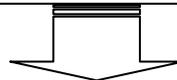
## 厚生労働科学研究費補助金配分機能の施設等機関への移管について

### ➤H15. 4 総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について(意見)」

厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

### ➤H15. 10 厚生科学審議会科学技術部会

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。



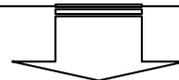
### ➤H17. 10 厚生科学審議会科学技術部会

平成18年度から試行的に下記3施設等機関へ業務を移管する。

国立がんセンター(第3次対がん総合戦略研究事業)

国立精神・神経センター(こころの健康科学研究事業)

国立保健医療科学院(地域健康危機管理研究事業)



◆平成22年度からの国立高度医療センター独立行政法人化に向けて、試行的・段階的 業務移管を継続

配分機能移管のための体制整備等に関し、長期的視野で検討する。

## 競争的資金制度一覧 (平成 19 年度)

平成 19 年 4 月

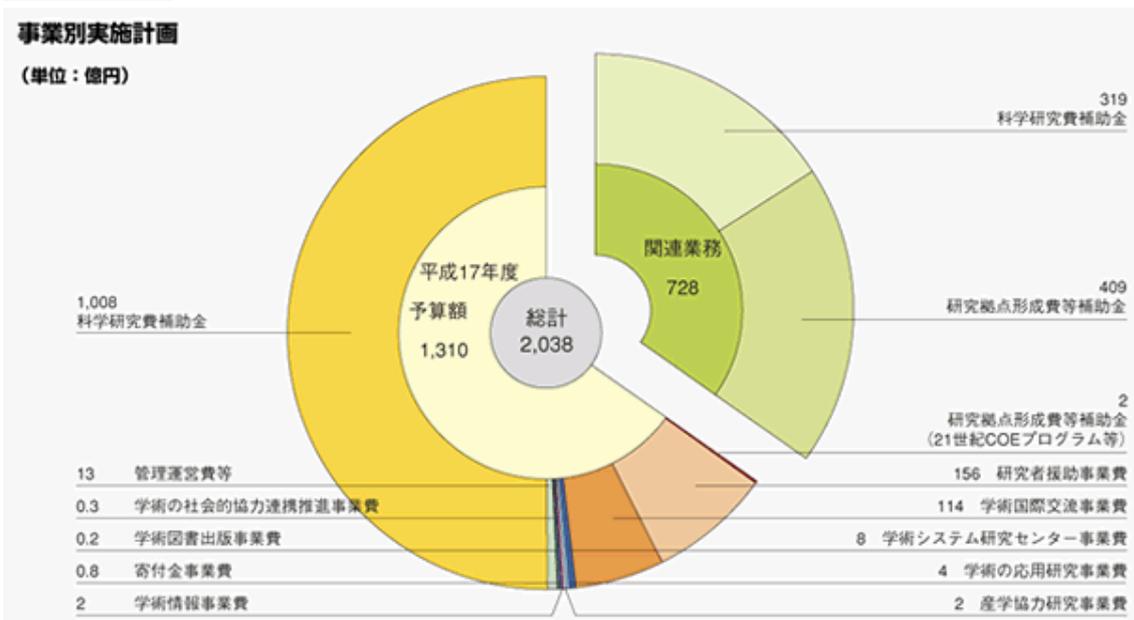
内閣府とりまとめ

省庁名	担当機関	制 度 名	H19年度予算額 (百万円)
内閣府	本府	食品健康影響評価技術研究	364
		小 計	364
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	2,950
	独立行政法人情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	550
		民間基盤技術研究促進制度	6,500
	消防庁	消防防災科学技術研究開発制度	311
		小 計	10,311
文部科学省	本省	科学研究費補助金	191,300
	独立行政法人日本学術振興会	戦略的創造研究推進事業(「社会技術研究開発事業」を含む)	48,626
	本省	科学技術振興調整費	36,800
	本省	世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム	3,500
	独立行政法人科学技術振興機構	革新技術開発研究事業	1,740
	独立行政法人科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業	4,800
	独立行政法人科学技術振興機構	独創的シーズ展開事業	9,043
	独立行政法人科学技術振興機構	産学共同シーズイノベーション事業	1,800
	本省	キーテクノロジー研究開発の推進	15,967
	本省	地球観測システム構築推進プラン	573
	本省	21世紀COEプログラム	22,016
	本省	グローバルCOEプログラム	15,758
	本省	原子カシステム研究開発事業	5,205
	独立行政法人科学技術振興機構	重点地域研究開発推進プログラム	8,273
	独立行政法人科学技術振興機構	地域結集型研究開発プログラム等	3,479
		小 計	368,881
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	40,871
	独立行政法人医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業	7,498
		小 計	48,370
農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	4,677
		生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	2,285
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	5,220
	本省	産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業	661
		小 計	12,843
経済産業省	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	5,892
		イノベーション実用化助成事業	8,675
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発利用促進型事業	1,204
	本省	地域新生コンソーシアム研究開発	9,918
	本省	革新的実用原子力技術開発費補助金	902
		小 計	26,592
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度	404
	本省	建設技術研究開発助成制度	400
		小 計	804
環境省	本省	環境技術開発等推進費	881
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	1,261
	本省	地球環境研究総合推進費	2,960
	本省	地球温暖化対策技術開発事業	3,302
		小 計	8,404
	合 計		476,569

## (独) 日本学術振興会の概要

1. 沿革

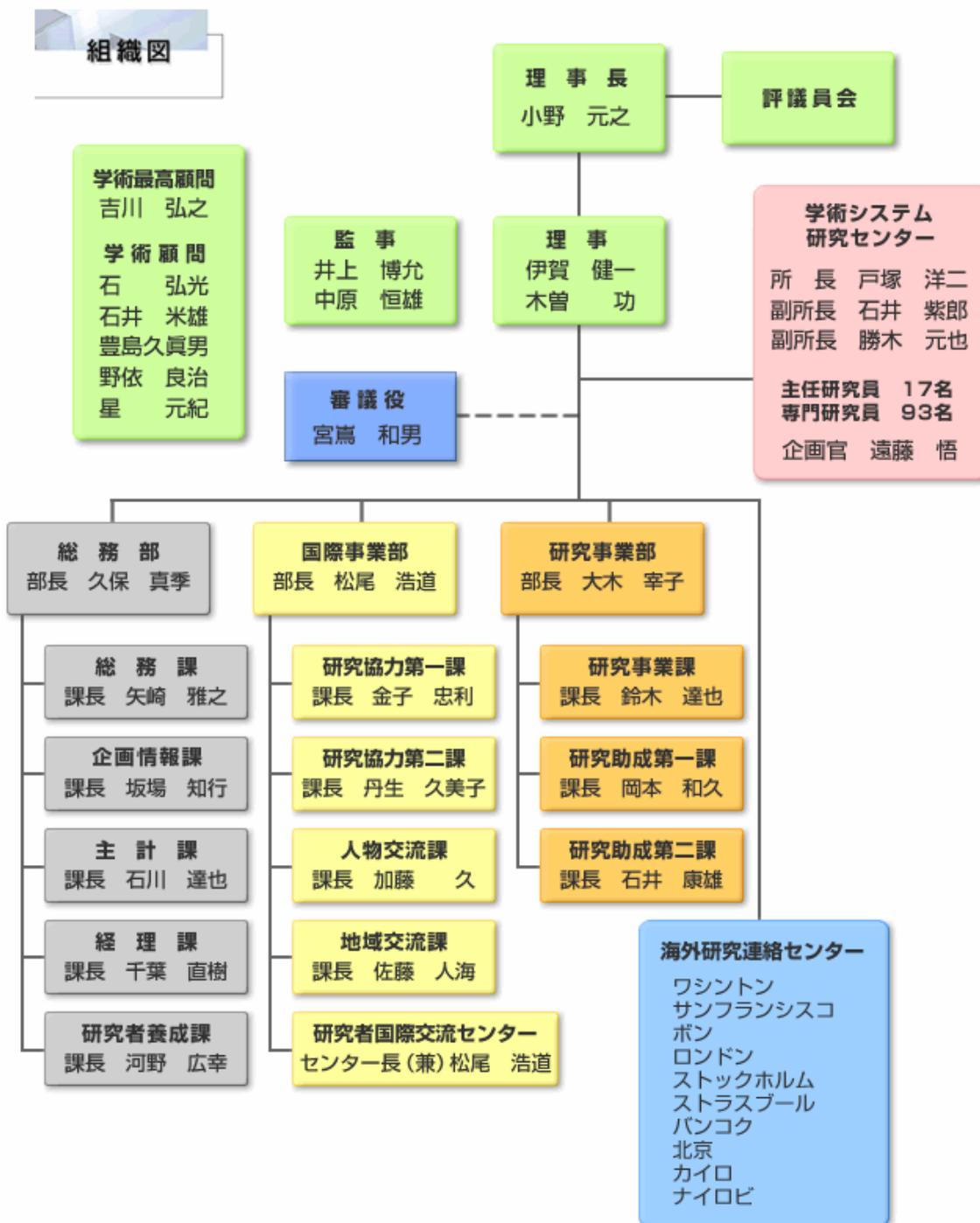
- 昭和 7 年 財団法人日本学術振興会設立認可  
 昭和 8 年 研究援助事業、産学協力研究事業開始  
 昭和 34 年 若手研究者に対する支援事業開始  
 昭和 35 年 外国人研究者招へい事業開始  
 昭和 42 年 特殊法人日本学術振興会設立  
 平成 7 年 研究者国際交流センター設置  
 平成 8 年 日本学術振興会法改正  
 平成 11 年 日本学術振興会法改正  
     科学研究費補助金の一部移管  
 平成 14 年 21 世紀 COE プログラム開始  
 平成 15 年 学術システム研究センター設置  
     独立行政法人日本学術振興会設立  
     先端研究拠点事業開始  
 平成 17 年 大学国際戦略本部強化事業開始

2. 事業予算

### 3. 職員数 (平成 18 年 10 月 1 日現在)

常勤職員数 99 人

### 4. 組織 (平成 19 年 4 月 1 日現在)



## (独) 科学技術振興機構の概要

1. 沿革

1957 (昭和 32) 年 日本科学技術情報センター設立

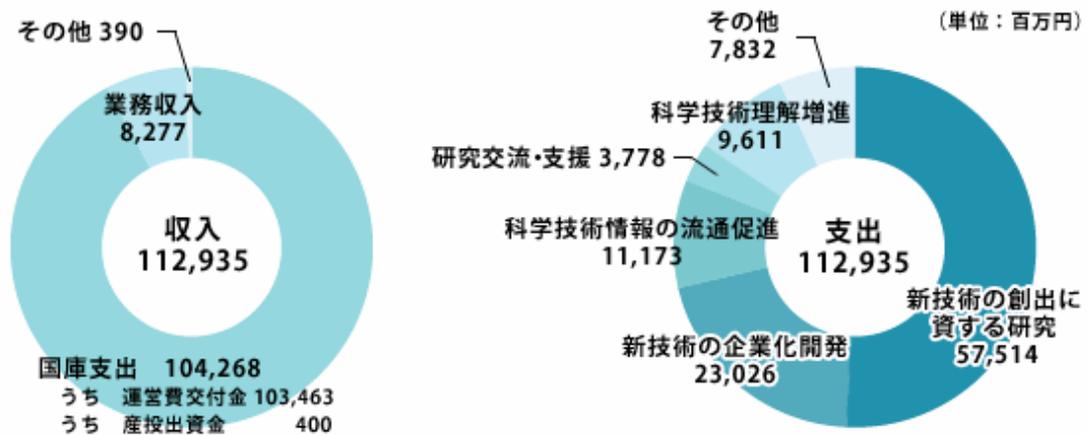
1961 (昭和 36) 年 新技術開発事業団設立

1996 (平成 8) 年 日本科学技術情報センターと新技術開発事業団とを統合し、科学技術振興事業団設立

2003 年 (平成 15) 年 独立行政法人科学技術振興機構設立

2. 事業予算

## 平成19年度の収入と支出

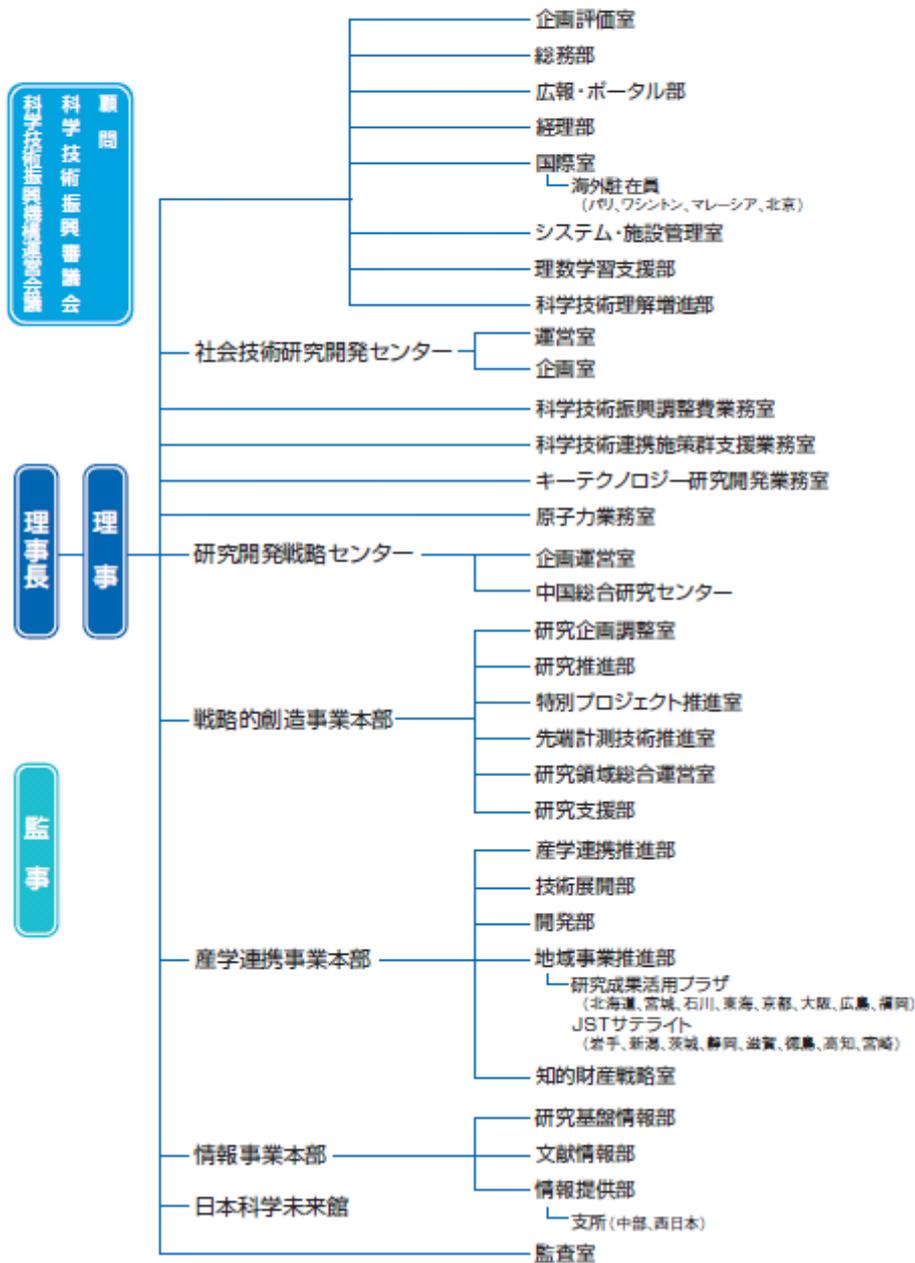
3. 職員数 (平成 18 年度)

471 人

## 4. 組織

平成19年1月1日現在

理事長	冲村 憲樹
理事	北澤 宏一
	藤原 正博
	細江 孝雄
	永野 博
監事	板山 和彦
監事(非常勤)	立石 義雄



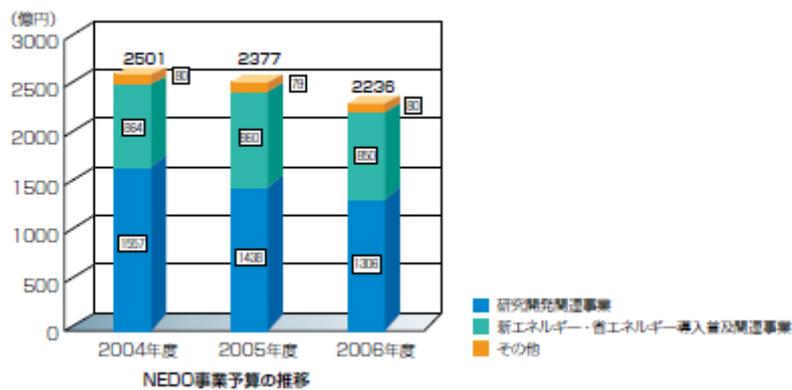
(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の概要

1. 沿革

- 1980 年 10 月 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の制定に伴い「新エネルギー総合開発機構」設立
- 1988 年 10 月 産業技術研究開発業務を追加し、名称を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める
- 2002 年 12 月 独立行政法人新エネルギー・産業技術開発総合研究機構法の成立、公布
- 2003 年 10 月 独立行政法人新エネルギー・産業技術開発総合研究機構設立

2. 事業予算

約2,236億円 (2006年度)



3. 職員数 (2006 年 4 月 1 日現在)

約 1,100 名

4. 組織 (2006 年 7 月 1 日現在)

